

地域の未来を支える医療を応援します

南あわじ市

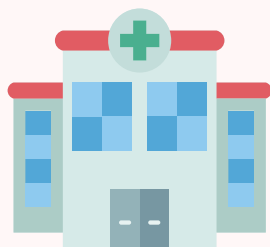
未来医療サポート事業

～市内の医療体制を守り、安心して暮らせるまちへ～



2つの支援で、医療の未来をサポートします

①新規開業費用助成



新たに医療機関・
助産所を開業する際の
費用を助成します。

対象診療科：小児科、産科、婦人科、産婦人科、助産所

補助率 対象経費の **2/3**

補助額 上限 **3,000万円**

②設備投資等費用助成



既存の医療機関の医療機器更新や
災害時診療継続に必要な
設備投資等を支援します。

対象診療科：既存の医療機関
(小児科、産科、婦人科、産婦人科は5病院含む)

補助率 対象経費の **1/3**
(災害用 **2/3**)

補助額 上限 **1,000万円**

詳しくは裏面へ



開業・設備更新をご検討の方は、まずは事前相談を！

事業内容や条件、必要な書類等について、担当窓口でご説明します。

お問い合わせ先

南あわじ市役所健康課 南あわじ市市善光寺22番地1

☎ **0799-43-5218**



① 新規開業費用助成

対 象	新規の医療機関・助産所 (5病院に新設の場合は対象とする)
診療科	小児科、産科、婦人科、産婦人科、助産所
補助率	対象経費の 2/3 (他の公的補助との重複は不可)
補助額	上限 3,000万円
支払形態	単年度一括後払い
補助対象	土地・建物の取得・賃借費、建物の新築・増改築費、医療機器・備品購入費、その他必要な工事費用等 ※医療機器・備品は、1台100万円以上で合算1,000万円以上となるものが対象 ※医療機器・備品は、医療保険が適用される治療に使用する医療機器等が対象
対象条件	・無床及び19床以下の医療機関と助産所 ※ただし、5病院で常勤医師による新設の場合は対象 ・小児科、産科、婦人科、産婦人科は、市医師会への加入、市・医師会業務への協力 ・助産院は、県助産師会等への加入 ・10年以上継続する見込み ・他に同種の補助を受けていないこと ・市税の滞納者でないこと、暴力団関係者でないこと
取消条件	・補助金の目的外使用等、偽り・不正行為 ・医師免許取消し等で診療継続不可 ・理由なく1年以上休止、10年未満の廃止(やむを得ない場合は除く)
返還額	診療年数によって全額または一部

② 設備投資等費用助成

対 象	既存の医療機関(小児科、産科、婦人科、産婦人科の診療科の場合は5病院含む)
診療科	条件なし
補助率	対象経費の 1/3 、災害用 2/3
補助額	上限 1,000万円
支払形態	単年度一括後払い
補助対象	・既存の修理不能な医療機器または10年以上経過している医療機器と同用途の医療機器購入費用(購入日や修理不能の証明必要) ※リースは対象外 ※医療機器は、1台200万円以上で合算500万円以上(5病院は合算1,000万円以上)となるものが対象 ※医療機器は、医療保険が適用される治療に使用する医療機器等が対象 ・災害時の診療継続に必要で既存の環境で代替性が利かず、市長が認めるもの
対象条件	・既存の医療機関(小児科、産科、婦人科、産婦人科の診療科の場合は5病院含む) ・5年以上継続する見込み ・過去5年以上本補助を受けていないこと ・市税の滞納者でないこと、暴力団関係者でないこと
取消条件	・補助金の目的外使用等、偽り・不正行為 ・医師免許取消し等で診療継続不可 ・理由なく1年以上休止、10年未満の廃止(やむを得ない場合は除く)
返還額	全額

申請手順

※申請期限は開設日・購入日から1年以内になります。



1 事前相談

申請を検討の方は、担当窓口へ相談し、事業内容や条件、必要な書類等について説明を受ける

2 申請書類の提出

※新規開業と設備投資等では添付書類が異なります。詳細は申請書をご覧ください。

〈添付書類〉医師の医師免許証の写しや履歴書、登記事項証明書、各見積書や購入理由書(任意様式)等

3 申請書を審査(審査のための委員会を設置)

4 交付決定通知

5 事業実施(開業準備、設備導入準備)

6 実績報告(実績報告書等の提出)

※添付書類の詳細は実績報告書をご覧ください。

〈添付書類〉医療機関等開設届の写し、契約書の写し及び登記事項証明書、納品書・請求書の写し、納品等を検収した書面の写し及び納品写真等

7 実績報告書を審査し交付額が確定、確定通知の送付

8 請求書の提出後、補助金の支払い

